

企業価値担保権 施行まで 1 年 認知度は約4割に上昇

国や金融機関から制度に対する
十分な説明継続が必須

秋田県・企業価値担保権に対する企業の意識調査 (2025 年 4 月)



本件照会先

森 晴朗(支店長)
帝国データバンク
秋田支店
018-833-4202(直通)

発表日

2025/06/30

当レポートの著作権は株式会社帝国データバンクに帰属します。
当レポートはプレスリリース用資料として作成しております。著作権法の範囲内でご利用いただき、私的利用を超えた複製および転載を固く禁じます。

SUMMARY

企業価値担保権の認知度は39.8%と前回調査(2024年9月)より12.5ポイント上昇。ただし、同数の企業で認知されていない状況となった。活用意向のある企業は30.6%で、「事業性に着目した評価」を理由とする企業が多い一方で、「自己資本」「既存の融資」で十分といった理由から活用意向のない企業は21.4%だった。制度の周知不足や金融機関による評価の難しさなどの課題があり、今後の制度の詳細設計や普及に向けた取り組みが重要となる。

※株式会社帝国データバンク秋田支店は、194社を対象に「企業価値担保権」に関するアンケート調査を実施した。

調査期間:2025年4月16日~4月30日(インターネット調査)

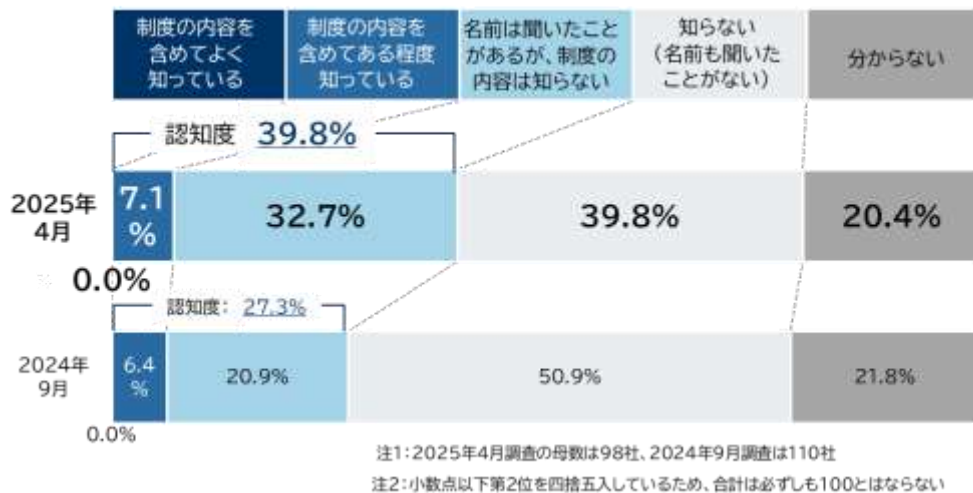
調査対象:194社、有効回答企業数は98社

認知度は 39.8%に上昇も、 「知らない」企業も同数で依然として多い

企業価値担保権の認知状況について尋ねたところ、認知度は 39.8%（前回調査 27.3%）と前回調査より 12.5 ポイント上昇し、4 割の企業が制度を認識していた。その内訳は、「制度の内容を含めてよく知っている」企業はなかった（同 0.0%）が、「制度の内容を含めてある程度知っている」が 7.1%（同 6.4%）、「名前は聞いたことがあるが、制度の内容は知らない」が 32.7%（同 20.9%）だった。

他方、「知らない（名前も聞いたことがない）」とする企業も同数の 39.8%（同 50.9%）で、前回調査と比較して 1 割の企業が減少したが、依然として多い。

企業価値担保権の認知度（上段：2025 年 4 月、下段：2024 年 9 月）



『活用意向あり』企業は 3 割

自社において金融機関から融資を受ける際に、企業価値担保権を活用したいか尋ねたところ、「活用したいと思う」は 1.0%（前回調査 3.6%）、「今後検討したい」は 29.6%（同 28.2%）で、両者を合計した『活用意向あり』の企業は 30.6%（同 31.8%）だった。前回調査よりやや減少したものの、全国の企業からは「今後一段の成長を目指すために、企業価値担保権の活用についても検討したい」（建設、兵庫県）や「自社の事業性を第三者の目で見てもらうことになるので、修正や見直しなどを考えるきっかけになる」（運輸・倉庫、愛知県）などの前向きな声が寄せられた。

一方、「活用したいと思わない」は 21.4%（同 23.6%）で、企業間で見解が分かれた。

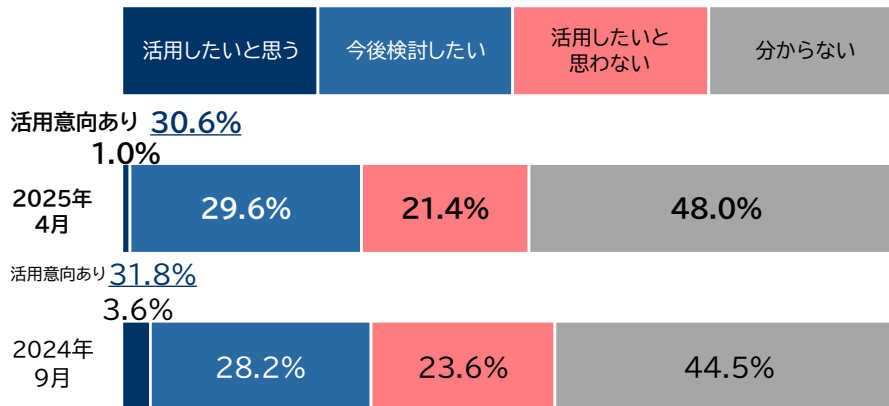
また、「分からない」は 48.0%（同 44.5%）と依然として 4 割以上を占めており、認知度の低さがこうした結果に結びついていると考えられる。

認知度と活用意向の関係を見ると、「制度の内容を含めてある程度知っている」企業では約 4 割の企業で「今後検討したい」（42.9%）と考えており、内容を理解している企業ほど活用意向が高い結果が表れた。

企業価値担保権の活用意向

企業価値担保権の活用意向

(上段:2025 年 4 月、下段:2024 年 9 月)



注1: 2025年4月調査の母数は98社、2024年9月調査は110社

注2: 小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計は必ずしも100とはならない

認知度×活用意向(2025 年 4 月)

	活用したいと思う	今後検討したい	活用したいと思わない	分からない	計
制度の内容を含めてよく知っている	-	-	-	-	0.0%
制度の内容を含めてある程度知っている	0.0%	42.9%	42.9%	14.3%	100.0%
名前は聞いたことがあるが、制度の内容は知らない	0.0%	43.8%	25.0%	31.3%	100.0%
知らない(名前も聞いたことがない)	2.6%	25.6%	23.1%	48.7%	100.0%
分からない	0.0%	10.0%	5.0%	85.0%	100.0%

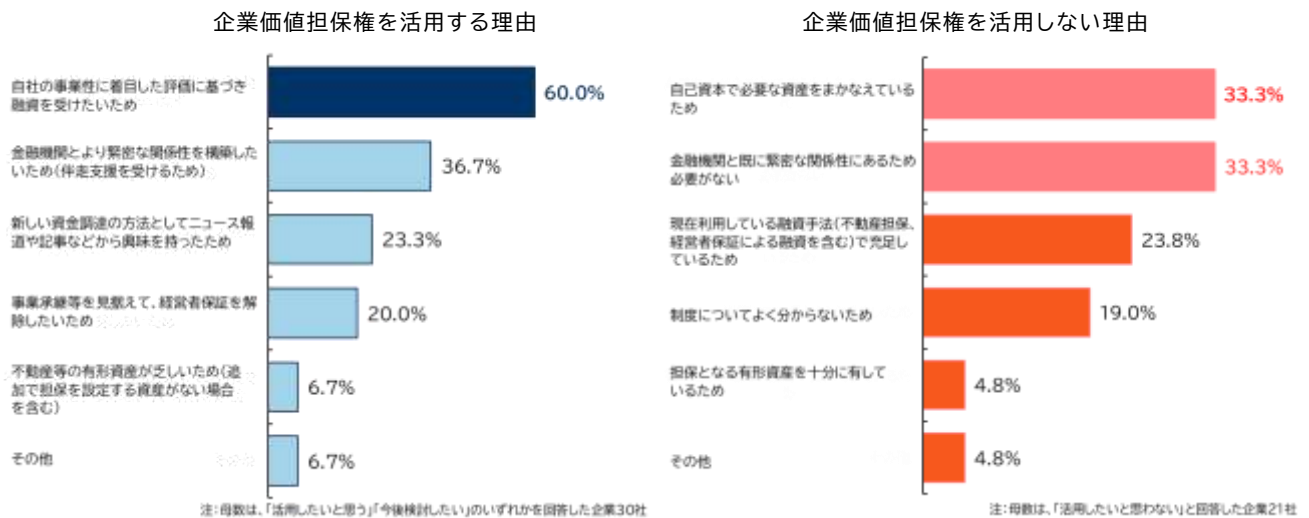
活用理由「事業性に着目した評価」がトップ、 「自己資本」「既存の融資」で十分といった意向も根強い

企業価値担保権を活用する意向のある企業に対して、その理由を尋ねたところ、「自社の事業性に着目した評価に基づき融資を受けたい」とする企業が 60.0%と突出して高かった。企業からは「自社に対する、本業のみの価値を見てみたい」(飲食料品小売、秋田県)といった声が聞かれた。以下、「金融機関とより緊密な関係性を構築したいため(伴走支援を受けるため)」(36.7%)や「新しい資金調達の方法としてニュース報道や記事などから興味を持ったため」(23.3%)が続いた。

他方、企業価値担保権を活用したいと思わない企業に対して、その理由を尋ねたところ、「自己資本で必要な資産をまかなえているため」と「金融機関と既に緊密な関係性にあるため必要がない」と回答している企業がともに33.3%と最も高かった。次いで、「現在利用している融資手法(不動産担保、経営者保証による融資を含む)で充足しているため」が23.8%で続いた。

企業の声として具体的には、「先の見通しが不透明なこの時代に、自社の事業がどの程度成長するのか、あるいはしないのか、企業の価値をどう判断・評価するのか分からない。ただし融資を受ける際の選択肢が増えることは悪いことではないと思われる」(専門商品小売、秋田県)などの意見があがった。

企業価値担保権の活用意向別の理由



企業価値担保権、2026 年春施行へ 新たな資金調達手法に期待と課題

企業価値担保権は、不動産担保や経営者保証に過度に依存しない新たな資金調達手法として注目されており、2026 年春頃の施行が予定されている。事業者の将来キャッシュフローや無形資産を担保にできる点が特徴であり、企業の総合的な価値に基づく資金調達や、金融機関による経営改善支援が期待されている。

しかし、その認知度は上昇基調にあるものの、現状では39.8%にとどまり、活用意向も約3割と限定的である。活用したい理由としては、「事業性に着目した評価」が最も多い一方で、「自己資本で充足」「既存の融資で十分」といった理由から活用しない考えの企業も少なくない。また、金融機関による評価の難しさや担保価値の変動性、既存担保との関係、企業側の準備負担、情報開示の必要性などといった点も施行に向けて考慮すべきであろう。国や金融機関からのさらなる制度の具体的な内容の周知も必要といえる。

制度への期待がある一方で、多くの企業が認知していない現状を踏まえ、今後の制度の詳細設計や全国の地域金融機関や商工会議所などを通じた普及に向けた取り組みが重要となる。

調査先企業の属性

1. 調査対象(2 万 6,590 社、有効回答企業 1 万 735 社、回答率 40.4%)

(1)地域

北海道	488	東海(岐阜 静岡 愛知 三重)	1,169
東北 (青森 岩手 宮城 秋田 山形 福島)	775	近畿(滋賀 京都 大阪 兵庫 奈良 和歌山)	1,713
北関東(茨城 栃木 群馬 山梨 長野)	869	中国(鳥取 島根 岡山 広島 山口)	732
南関東(埼玉 千葉 東京 神奈川)	3,151	四国(徳島 香川 愛媛 高知)	385
北陸 (新潟 富山 石川 福井)	551	九州(福岡 佐賀 長崎 熊本 大分 宮崎 鹿児島 沖縄)	902
		合 計	10,735

(2)業界(10業界51業種)

農・林・水産	112	小売	飲食品小売業	143
金融	165		繊維・繊維製品・服飾品小売業	71
建設	1,601		医薬品・日用雑貨品小売業	65
不動産	436		家具類小売業	28
製造	飲食料品・飼料製造業		家電・情報機器小売業	74
	繊維・繊維製品・服飾品製造業		自動車・同部品小売業	135
	建材・家具・窯業・土石製品製造業		専門商品小売業	289
	パルプ・紙・紙加工品製造業		各種商品小売業	74
	出版・印刷		その他の小売業	15
	化学品製造業		運輸・倉庫	424
	鉄鋼・非鉄・鋳業		飲食店	119
	機械製造業		電気通信業	13
	電気機械製造業		電気・ガス・水道・熱供給業	17
	輸送用機械・器具製造業		リース・賃貸業	93
(2,482)	精密機械・医療機械・器具製造業	サービス	旅館・ホテル	90
	その他製造業		娯楽サービス	104
	飲食料品卸売業		放送業	22
	繊維・繊維製品・服飾品卸売業		メンテナンス・警備・検査業	296
	建材・家具・窯業・土石製品卸売業		広告関連業	112
	紙類・文具・書籍卸売業		情報サービス業	501
	化学品卸売業		人材派遣・紹介業	88
	再生資源卸売業		専門サービス業	404
	鉄鋼・非鉄・鋳業製品卸売業		医療・福祉・保健衛生業	102
	機械・器具卸売業		教育サービス業	45
(2,308)	その他の卸売業		その他サービス業	273
		その他		34
		合 計		10,735

(3)規模

大企業	1,617	15.1%
中小企業	9,118	84.9%
(うち小規模企業)	(3,665)	(34.1%)
合 計	10,735	100.0%
(うち上場企業)	(200)	(1.9%)

2. 企業規模区分

中小企業基本法に準拠するとともに、全国売上高ランキングデータを加え、下記のとおり区分。

業界	大企業	中小企業(小規模企業含む)	小規模企業
製造業その他の業界	「資本金 3 億円を超える」かつ 「従業員数 300 人を超える」	「資本金 3 億円以下」または 「従業員 300 人以下」	「従業員 20 人以下」
卸売業	「資本金 1 億円を超える」かつ 「従業員数 100 人を超える」	「資本金1億円以下」または 「従業員数 100 人以下」	「従業員 5 人以下」
小売業	「資本金 5 千万円を超える」かつ 「従業員 50 人を超える」	「資本金 5 千万円以下」または 「従業員 50 人以下」	「従業員 5 人以下」
サービス業	「資本金 5 千万円を超える」かつ 「従業員 100 人を超える」	「資本金 5 千万円以下」または 「従業員 100 人以下」	「従業員 5 人以下」

注 1: 中小企業基本法で小規模企業を除く中小企業に分類される企業のなかで、業種別の全国売上高ランキングが上位 3%の企業を大企業として区分
注 2: 中小企業基本法で中小企業に分類されない企業のなかで、業種別の全国売上高ランキングが下位 50%の企業を中小企業として区分
注 3: 上記の業種別の全国売上高ランキングは、TDB 産業分類(1,359 業種)によるランキング